

2012

越冬手当闘争方針

燃料手当 & 寒冷地手当



連合北海道札幌地区連合会

2012年9月

2012年度 越冬手当闘争方針

はじめに

北海道の労働組合の多くはこれから越冬手当交渉を開始します。

2008年以降下落傾向にあった石油価格は2010年から上昇の一途を辿っています。一方、企業業績は長期化する構造的不況の影響から悪化するところも多くなっており、各労働組合の越冬手当交渉も年を経る毎に厳しさを増しています。

今年の越冬手当交渉の厳しさについては十分予想される場所ですが、私達は北海道の労働組合が築いてきた伝統的制度を守り、生活水準の維持向上を図らねばなりません。このため、従来にも増して、越冬手当の要求の闘いについて団結を固め、体制を強化して交渉にあたる必要があります。

1. 情勢の基本的な特徴

(1) 昨年の越冬手当の妥結状況

札幌地区連合会加盟組織の2011年越冬手当の妥結状況は、世帯主で134,000円となりました。札幌地区連合会が方針としている実費弁償分(10本確保)を割る状態となり、残念ながら、労働者への負担額は増える結果となりました。

背景には、企業業績の低迷に加え、越冬手当・燃料手当に対する考え方の見直しや、本州事業所との均衡性の維持などがあります。

北海道経営者協会の調査では2011年の燃料手当支給状況は世帯主で132,051円となっています。

(2) 灯油価格の動向

原油価格の動向が直に灯油価格の変動につながります。

原油価格はこの10年間の間、地域紛争・新興国の経済的発展・投機マネーの乱入及び世界的規模のイベント開催などに大きく影響され乱高下を繰り返してきました。取り分け中東・アフリカの紛争状況の影響は大きく今後の価格動向は予測困難といった状況です。

今年8月24日現在、札幌市内で灯油価格が1㍗84.94円となり、昨年と比べて3.4%下回りました。ドラム10本分の価格にすると169,880円となります。しかし、灯油価格は、これから需要期にはいることから、今後一気に値上げが続く、この冬には再度灯油1㍗90円台に乗ることも予測されます。

(3) 灯油の消費量の推移

灯油の消費量は、灯油価格が下がると同時に消費量が伸び、価格が安いときは消費量が増える傾向があります。かつて北海道内では2000リットル（ドラム10本）の消費が一般的とされました。しかし、最近では異常な灯油価格高騰、暖冬、労働者の所得減等及び住宅環境改善を理由に、毎年消費量が低下しています。

札幌市内の灯油消費量は1,335リットルと、道内他地区より少なくなっていますが、これはマンション等の集合世帯の割合が他地区より多いためとされています。

ただ、札幌市内の戸建世帯のみを集計した場合、約1,478リットルの消費となっています。

1世帯当たり年間灯油消費量（札幌地域）

年	年間灯油消費量	年	年間灯油消費量
2007	1,519㍓	2009	1,395㍓
2008	1,335㍓	2010	1,412㍓

1世帯当たり年間灯油消費量（全道）

年	年間灯油消費量	年	年間灯油消費量
2007	1,488㍓	2009	1,449㍓
2008	1,349㍓	2010	1,423㍓

2011年度 地域別灯油価格消費量（年間）全道平均1,423㍓

道央	1,426㍓	道北	1,482㍓
道南	1,197㍓	道東	1,402㍓

2011年度 家屋形態別 灯油年間消費量

戸建世帯	1,520㍓	集合世帯	785㍓	全世帯	1,423㍓
------	--------	------	------	-----	--------

2011年度 戸建世帯 灯油年間消費量 全道平均1,520㍓

道央	1,537㍓	道北	1,564㍓
道南	1,390㍓	道東	1,472㍓

核家族化や共稼ぎ家庭が増えたことによる昼間の灯油消費の減や、住宅の耐寒構造の進歩などが灯油消費量の低下の要因となっています。しかし、これにもまして灯油消費量低下に寄与しているのが家庭内の節約志向です。灯油価格の値上げにより、各家庭では暖房時間の短縮、暖房部屋を減らすなどして灯油消費量を節約しています。正に涙ぐましい努力をしています。

この涙ぐましい節約により灯油消費量が減り、木造一戸建ての灯油消費量は全道平均で約1,520リットルとなっていますが、労働者世帯に大きな不便があることは事実です。したがって、労働力再生産につながる冬場の家庭環境確保のためには年間2,000リットル（ドラム10本分）を確保することが大原則です。

2011年の交渉の中で散見された、灯油消費量の減少を理由とした越冬手当減額・抑制の主張に対しては労働力再生産につながる冬場の家庭環境確保を根拠とした「ドラム10本分の支給本数確保」を主張していきます。

2. 闘いの基本の方針

(1) 実費弁償の原則

これまで経営者団体では「越冬補助手当」論（越冬のための経費は一部補助のみにとどめようとする考え）をもとに労働組合への要求に対応しています。

近年のように灯油価格が高くなると「越冬補助手当」論や「支払能力」論が灯油支給減の根拠の大前提となります。

これまでの経験則から労働組合が実費弁償の原則を確認して組合員との間に正しい意志統一を確立していなければ「越冬補助手当」論や「支払能力」論に軸足を置いた結果となります。また、灯油価格が上昇したさいの市場価格へのスライド措置なども全く困難となります。

北海道の越冬手当支給の歴史は戦前から北海道の厳しい冬を越すための手当として定着してきたものであり、この慣行が崩れると、労働者への負担増は更に大きなものとなります。

■ 経営者側の「越冬補助手当」論の主張

- ① かつて賃金の低い時代に負担軽減の意味で越冬手当を支給してきたものでありその後の賃金水準の改善により、越冬手当としての使命は終わった。
- ② 原油値上げ等の海外要因による燃料高騰の責任を個々の企業が負担しなければならない理由はない。異常な灯油価格のなかで、全額実費を支給することは会社の支払能力から考えても不可能である。
- ③ 寒冷地手当については、毎月の賃金などに含めて支給しているものであり、燃料手当と別枠で手当を支給するのは論外である。
- ④ 省エネルギーの国策に労使が協力すべきであり、節約の観点からも灯油支給本数を減らすべきである。実際に毎年、各自宅の灯油の消費量も減ってきている。
- ⑤ 北海道在住者のみに限定して手当を支給するのは不公平である。

本州ではクーラーが普及しているが暑さのための手当は支給されていない。

特に最近では地球温暖化の影響で猛暑が続き、熱中症で死亡する者が増えているが、それでも本州にはクーラー手当の制度はない。

電気も含む家庭でのエネルギー消費量は北海道も本州も変わらない。

これらの支給は企業の支払能力の範囲内で決定すべきである。

■ 労働者側の「実費弁償の原則」の主張

- ① 賃金水準の伸び悩みのなかで、灯油代金のみならず越冬にかかる諸費用は増えており家計への負担が重くなっている。
- ② 石炭手当の時代から現物支給・実費弁償が今日まで北海道の社会のなかで定着してきたものであり、北海道の厳しい冬季間の生活保障は労働条件の一部として常識化しているものである。
したがって、灯油価格の値上げ、値下げに関係なく実費を支給するものである。
- ③ ストーブ償却代、掃除代も含めて越冬諸設備・費用は北海道特有の大きな出費であり燃料手当と別枠で寒冷地手当を支給することは当然である。
- ④ 省エネルギーは総合的な対策が必要であり、労働者は、普段から涙ぐましいほど節約に努力しており、これ以上の節約は限度がある。
- ⑤ 北海道の寒さと本州の暑さを同列にするのはおかしい。
北海道は暖房がなければ死を覚悟しなければならない。暖房は命そのものである。暖房の節約は限度があり、クーラーなどの電気消費の節約と同列は出来ない。

以上のことをふまえて越冬手当は実費弁償の原則と経営者全額負担の原則を強く主張して越冬補助論を突破していこう。

(2) 生活実態に基づいた「寒冷地手当」の制度化を

越冬手当は冬期間の生活を賄うに足りる手当でなければなりません。

燃料手当のみでは冬を越すことは出来ません。どうしても「寒冷地手当」の支給が必要です。

現在、「寒冷地手当」の取り組みは現行制度を守るため静かな闘いになりがちです。

灯油価格の上昇で、燃料手当の実費確保が精一杯の状況であり、交渉課題を増やすことは厳しいものありますが、この越冬手当の闘いを攻勢に転じさせることが燃料手当の確実な確保にもつながっていきます。

どうしても「寒冷地手当」の制度化が難しいところは、燃料手当分にプラスアルファ分を上積みしていくことも一案です。

「寒冷地手当」積算の根拠となる越冬諸設備・費用としては、標準的モデル世帯の場合の越冬諸費用（ストーブ、煙突、衣料、靴、除雪など）、約150,000円強が確保すべき金額です。暖房設備に関する費用（ストーブの購入、掃除など）だけでも、約50,000円が必費用となっています。最近、北海道の各家庭では玄関前に「埋設型融雪機」「ロードヒーティング」などを設置する世帯が増えています。これらの価格はそれぞれ50万円から100万円の価格が一般的です。

3. 具体的な要求と闘いの進め方

■手当の呼称

越冬手当は「燃料手当」と「寒冷地手当」の総称ですが、企業によっては呼称を暖房手当とするところもあり、呼称が寒冷地手当で燃料手当も含めて支給するところ、また呼称が燃料手当で寒冷地手当も含めて支給しているところとなど様々です。

札幌地区連合の方針は燃料手当と寒冷地手当に区分して要求していくこととします。

(1) 世帯主は灯油実勢価格のドラム缶10本分要求を貫こう

●今年の越冬手当要求は下記の通りとします。

越冬手当	燃料手当	灯油実勢価格のドラム缶10本分【2000㍻】
	寒冷地手当	最低でも50,000円以上

燃料手当として灯油ドラム缶10本分に寒冷地手当50,000円以上を含めて越冬手当を確保していきます。寒冷地手当の制度のないところは、制度化をめざします。

制度が困難な場合は最低でも燃料手当として灯油ドラム缶10本分に越冬諸設備・費用分50,000円以上を上乗せし要求とします。

8月24日現在の灯油市況は前述した通り札幌市内で1リットル当たり、84.94円前後ですが、これからの需要期には1リットル90円以上の突破が十分に予測されます。灯油の実勢価格を判断して、最低でも1リットル90円台を確保していきます。妥結後に灯油価格に大幅な値上げが生じた場合は、その差額分の保障を協定化することも大切です。

又、交渉の中で共同購入価格が議題となることがありますが、これは、各人の努力によるものであり、次元が違うものです。あくまで実勢価格で議論します。

灯油価格の上昇傾向により、燃料手当の支給額も数年前から比べて大幅な引上げとなっています。そのため経営者団体としては、労働組合の主張であり、労使慣行である「実費弁償の原則」打破のため、企業の「支払能力」論や「越冬手当補助」論を根拠に論陣を張ってきます。このため「実費弁償の原則」と「経営者全額負担」の大原則を強く主張して、「支払能力」論や「越冬手当補助」論を突破していきます。

「実費弁償の原則」や灯油ドラム缶10本分の確保などが労働協約（協定）で締結されているにもかかわらず、経営者側が内容を履行しない場合は労働組合法違反である不当労働行為に該当します。

協定で締結されていなくても就業規則でそのことが明記されていた場合、一方的に支給内容を削減した場合は、労働条件不利益変更となり権利濫用を理由とする不法行為となります。

就業規則によらない「慣行」によって実費支給や灯油ドラム缶10本分の支給が確保されている際の、一方的削減も不利益変更・不法行為となります。

■地場と出先、規模別の支給状況

越冬手当の支給状況を検証すれば地場中小企業が大手企業を上回る場合が多くみられます。

北海道経営者協会の昨年の支給状況調査では、大企業は世帯主117,150円(昨年より5.42%減額)、地場中小企業では138,300円(昨年より6.27%増額)となっています。

地場企業の場合、厳しい冬を越すための費用は労働条件の一部として認めるのが当然という慣習が戦前から今日まで綿々と続いています。しかし、本州企業の出先支店の一部には、燃料手当すらない企業も見られます。

このため、特に今年は本州にクーラー手当がないのに、北海道だけに燃料手当を支給するのは不公平であるとの主張が強くなることは十分予測されます。

私達は、北海道特有の積雪寒冷の実態を主張し、本州企業の出先支店で、未だ越冬手当(燃料手当と寒冷地手当)の支給制度がないところは、支給制度確立が必要と主張してまいります。

北海道の方言で「しばれる」と表現する冬の寒冷の厳しさ、豪雪との闘い、これに伴う費用の膨大な支出等の北海道に住む者にとって身にしみている厳しい生活の実態を本州・本社の経営陣に理解させることが必要です。

(2) 具体的要求内容 ～ 一括支給は当然 ～

- 準世帯主は世帯主の3分の2以上、非世帯主は世帯主の3分の1以上です。
- 妥結時の灯油単価が、その後大幅に上昇(少なくとも5円以上)した場合は差額の支給(あるいは再交渉)を確立させます。
- 寒冷地手当の要求根拠は、前述の通り越冬諸費用が15万円強要することから、最低でも暖房器具に関する5万円以上の費用分を要求していきます。
どうしても、寒冷地手当の制度化が難しいところは燃料手当分にその分の上積みを見せていきます。
- 一括支給とする。
北海道経営者協会の調査でも一括支給は全体の76.8%です。
支給月は10月が70.7%と最も多く、次が11月の15.7%です。
灯油の値上げで、支給額が増額となった場合資金繰りを理由に分割支給が提案さ

れる場合がありますが、あくまで一括支給を求めています。

以上の要求内容は国や地方自治体が生活保護世帯に対して支給している冬季間の越冬諸手当に比べて高いものではありません。たとえば、札幌市の生活保護基準の水準をみると、標準4人世帯（夫婦と子供2人）に対して支給される冬季間の最低生活費として、毎月の生活扶助とは別に、2011年度は冬季加算額として203,750円（11月から3月の5ヶ月間、毎月40,750円）が支給されています。

（3）税金は企業に負担させよう

越冬手当のうち燃料手当は実際に暖房費用として消費するものですから、税金を負担すれば、実質の2,000リットルの灯油を買うことが出来ません。

税率は前月の給与額や扶養人数によって異なりますが、だいたい6%から10%の範囲で無視できる数字ではありません。したがって税金については会社負担を要求し、要求額は手取り支給額であることを明確にして取り組みます。

（4）連携をとって統一行動を

特に今年は灯油価格の上昇傾向をふまえて、経営者団体は「支払能力論」「越冬補助論」を強く主張してくることが予想されます。札幌地区連合では連合加盟組合全組合員の団結で体制を強化し交渉に臨みます。

越冬手当は業種別の統一闘争が比較的に取り組みやすい課題ですので、業種ごとに情報や連絡を密にして統一した闘いを組みが可能となるよう連携を強化します。

また、地域的な水準や相場の動向が大きく影響するので、札幌地区連合への情報の集中を呼びかけ、問い合わせ先を札幌地区連合とするよう呼びかけていきます。

灯油価格が争点となるので、出来る限り実勢価格の情報を収集することが重要です。

札幌地区連合への問い合わせに加え札幌市や道への情報収集にも努めます。

また、越冬手当交渉や支給内容の不利益変更など労使関係に関する相談には「さっぽろ労働相談センター」（電話0120-09-0050）を全労働者の対応窓口として配置してまいります。

灯油価格・全体の状況の問い合わせは

- 市内の平均価格は札幌市消費者センター ☎728-2111
- 道内各地の平均価格は北海道環境生活部くらし安全局 ☎231-4111（内線 24-524）
- 札幌地区連合 ☎210-0505
- さっぽろ労働相談センター 電話0120-09-0050

資料1

北海道経営者協会 調査

燃料手当支給額の推移

年度	世帯主	前年比	準世帯主	前年比	非世帯主	前年比
07	132,013	△0.24	77,897	△1.39	50,939	△0.53
08	153,242	15.17	89,704	15.06	57,977	14.25
09	115,046	△23.34	68,186	△23.25	44,255	△21.24
10	123,434	3.45	72,547	3.49	47,400	3.41
11	132,051	5.19	79,457	5.40	50,605	5.30

2011年度 企業規模別にみた燃料手当支給額

	世帯主	準世帯主	非世帯主
100人未満	136,334	83,170	52,959
100～299人	138,300	85,298	52,904
300～499人	132,195	76,569	53,041
500～999人	103,058	59,692	37,067
1000人以上	117,150	64,684	42,129
計	132,051	79,457	50,605

灯油支給量 世帯主 1,8768 ㊦ 準世帯主 1,083 ㊦ 非世帯主 696 ㊦

2011年度 業種別の世帯主・支給額

食品業 134,978 商業 118,718 紙・パルプ 163,400
 運輸業 130,500 通信業 206,800 電気・ガス 123,400
 サービス業 113,869 化学・ゴム 135,976 新聞 126,000
 機械器具業 157,800 医療・福祉 117,020 教育 182,420

○支給の有無

燃料手当を支給する事業所は75.9%

○支給形態

現金支給 90.9%、現物支給 2.1%

○支給方法

一括支給 76.8%、分割支給 23.2%

○支給時期

10月支給 70.7%、11月支給 15.7%、9月支給 7.3%、

資料2

連合北海道札幌地区連合会加盟組合

2011年度 燃料手当妥結状況(省略)

連合北海道札幌地区連合会加盟76組合の交渉妥結結果を取りまとめしています。

取りまとめした冊子は連合北海道札幌地区連合会加盟組合へ送付しています。

資料3

札幌市内の灯油小売価格推移表

札幌市消費者センター TEL 728-2111

年月日	価格幅	平均価格	対前回比%	対前年同期比%
2011 4. 8	88~79円	93.20円	0.2	30.7
4. 25	88~98	94.17	1.0	25.3
5. 10	89~101	95.13	1.0	20.1
5. 25	87~103	93.58	△1.6	17.4
6. 10	87~101	93.17	△0.4	17.7
6. 24	87~101	93.12	△0.1	19.4
7. 8	83~101	90.65	△2.7	16.1
7. 25	84~101	90.58	△0.1	16.6
8. 10	83~98	90.65	0.1	16.7
8. 25	79~98	87.95	△3.0	13.8
9. 9	79~98	87.02	△1.1	15.3
9. 22	79~95	86.57	△0.5	15.1
10. 7	74~95	84.77	△2.1	13.2
10. 25	74~95	84.12	△0.8	13.0
11. 10	74~95	84.88	0.9	14.3
11. 25	74~97	88.57	4.3	16.5
12. 9	74~97	88.81	0.3	15.5
12. 22	74~99	88.94	0.1	11.9
2012 1. 10	76~89円	88.95円	0.0	10.2
1. 25	79~92	89.07	0.1	5.3
2. 10	82~95	89.06	0.0	2.6
2. 24	82~95	89.30	0.3	2.7
3. 9	84~97	94.16	5.4	5.3
3. 23	86~98	94.73	0.6	1.8
4. 10	88~98	97.76	3.2	4.9
4. 25	89~101	95.64	△2.2	1.6
5. 10	89~103	93.63	△2.1	△1.6
5. 25	87~101	90.51	△3.3	△3.3
6. 8	87~101	89.30	△1.3	△4.2
6. 25	83~101	86.87	△2.7	△6.7
7. 10	83~101	84.93	△2.2	△6.3
7. 25	84~101	84.22	△0.8	△7.0
8. 10	83~98	84.40	0.2	△6.9

* 1リットル当たり

資料4

北海道における灯油価格の推移 北海道環境生活部

TEL 231-4111 (内線24-524)

年	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
11年	94.1 円	96.3	94.4	92.7	92.3	88.8	86.3	86.4	90.1	89.9	89.9	94.9
12年	98.8 円	95.2	90.5	86.2								

毎月10日現在/毎月末日公表 *1リットル当たり

資料5

札幌市における世帯区分の内容

1. 世帯主

1. 扶養親族（扶養手当の支給対象者）を有し、自己の収入によって生計を維持していると認められる者
2. 扶養手当の支給は受けないが、同居する親族を自己の収入によって扶養していると認められる者

2. 準世帯主

1. 単身の職員で一戸を構え、又は下宿若しくは間借り等により単独に生計を営む者
2. 同居する親族の生計を主として自己の収入によって維持していると認められる者
(例) 共働きの夫で扶養親族を有しない
3. 世帯主に該当するが、市の施設に居住することにより冬季採暖の利益を受けている者
4. 親族を現実に扶養しているが、世帯主に該当しない者
(例) 現実に扶養している親族と同居していない者

3. 非世帯主

世帯主、非世帯主及びその他のいずれにも該当しない者